

2 「異動届出書」の記入例

① 退職：年税額240,000円(月額20,000円)退職日7月31日 徴収済月7月まで

注意事項等		市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収		整理番号	
1	本書は、特別徴収の個人番号を記載した上で、給与支払報告と併せて提出する。給与支払報告に提出した内容と異なる場合は、給与支払報告に提出した内容で提出する。	6	豊中市 豊中市××町△△-□	人事課給与係	5年度
2	給与支払報告に提出した内容と異なる場合は、給与支払報告に提出した内容で提出する。	豊中市 豊中市××町△△-□	豊中市××町△△-□	大阪	6年度
3	給与所得者本人が国外に出国される場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。	豊中市 豊中市××町△△-□	株式会社 ○○○○	06-6858-XXXX	01234567
		豊中市 豊中市××町△△-□	株式会社 ○○○○	231	1
納税者	トヨナカ ミライ	特別徴収税額(年税額)	240,000	徴収済税額(年税額)	40,000
給与	豊中市 豊中市××町△△-□	未徴収税額(年税額)	200,000	異動年月日	7月31日
所得	豊中市 豊中市××町△△-□	例) 11月10日納期限分の場合→10月分	6月分	異動の事由	2
所得者	豊中市 豊中市××町△△-□	7月分	5月分まで	異動後の未徴収税額の徴収方法	3
1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)					
2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)					
3 普通徴収の(一括徴収しない)場合(1及び2)に当てはまらない場合に記入してください。)					

「～月分」とは、「実際に給与を支給した(する)月」であり、～月に勤務した対価の給与という意味ではありません。
例えば、7月分というのは実際に7月に支給した(する)給与を指し、そこから特別徴収した住民税を翌8月10日までに納入いただきます(P6問18参照)。

② 一括徴収：年税額120,000円(月額10,000円)退職日7月31日 徴収済月7月まで

注意事項等		市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収		整理番号	
1	本書は、特別徴収の個人番号を記載した上で、給与支払報告と併せて提出する。給与支払報告に提出した内容と異なる場合は、給与支払報告に提出した内容で提出する。	6	豊中市 豊中市××町△△-□	人事課給与係	5年度
2	給与支払報告に提出した内容と異なる場合は、給与支払報告に提出した内容で提出する。	豊中市 豊中市××町△△-□	豊中市××町△△-□	大阪	6年度
3	給与所得者本人が国外に出国される場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。	豊中市 豊中市××町△△-□	株式会社 ○○○○	06-6858-XXXX	01234567
		豊中市 豊中市××町△△-□	株式会社 ○○○○	231	2
納税者	トヨナカ ノゾミ	特別徴収税額(年税額)	120,000	徴収済税額(年税額)	20,000
給与	豊中市 豊中市××町△△-□	未徴収税額(年税額)	100,000	異動年月日	7月31日
所得	豊中市 豊中市××町△△-□	例) 11月10日納期限分の場合→10月分	6月分	異動の事由	2
所得者	豊中市 豊中市××町△△-□	7月分	5月分まで	異動後の未徴収税額の徴収方法	2
1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)					
2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)					
3 普通徴収の(一括徴収しない)場合(1及び2)に当てはまらない場合に記入してください。)					

ご記入の納入月の納入書で必ず納入してください。

③ 転 勤：年税額360,000円(月額30,000円)退職日9月30日 徴収済み9月まで

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号

人事課給与係 5年度 特別徴収指定番号 01234567
大阪 6年度 特別徴収指定番号 01234567
06-6858-XXXX 231年度 宛名番号 3

給与者 豊中市 豊中市××町△△-□ 株式会社 ○○○○

給与者氏名 豊中 光 生年月日 4年4月4日 特別徴収税額(年税額) 360,000円

徴収済税額(イ) 120,000円 未徴収税額(ウ) 240,000円

異動年月日 令和XX年 9月30日 異動の事由 1 転勤・転籍

1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収(本人が納付)

1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

3 普通徴収の(一括徴収しない)場合(1)及び(2)に当てはまらない場合に記入してください。

「～月分」とは、「実際に給与を支給した(する)月」であり、～月に勤務した対価の給与という意味ではありません。
例えば、7月分というのは実際に7月に支給した(する)給与を指し、そこから特別徴収した住民税を翌8月10日までに納入いただきます(P6問18参照)。

④ 特別徴収不能：年税額180,000円(月額15,000円)給与の支給額が少なく特別徴収しきれない

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号

人事課給与係 5年度 特別徴収指定番号 01234567
大阪 6年度 特別徴収指定番号 01234567
06-6858-XXXX 231年度 宛名番号 4

給与者 豊中市 豊中市××町△△-□ 株式会社 ○○○○

給与者氏名 豊中 歩 生年月日 4年5月5日 特別徴収税額(年税額) 180,000円

徴収済税額(イ) 0円 未徴収税額(ウ) 180,000円

異動年月日 令和XX年 6月30日 異動の事由 3 異動による退職

1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収(本人が納付)

1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

3 普通徴収の(一括徴収しない)場合(1)及び(2)に当てはまらない場合に記入してください。

「異動年月日」は異動届出書を作成した日を記入する。

会社で受給者番号が必要な場合のみ記入する。

豊中市で新たに特別徴収となる場合のみ納入書の要・不要を選択する。